

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により日置市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和2年4月3日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和2年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス伊集院店

日置市伊集院町清藤2006番2 外4筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和元年10月7日

3 意見の概要

今回の変更内容は、大規模小売店舗の代表者の変更のため、周辺地域の生活環境保持については、支障は無いものと考えます。